

## 仕様書（案）

### 1 件 名

港区防災街づくり整備指針策定のための基礎調査業務委託

### 2 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

### 3 履行場所

港区役所本庁舎（所在地：港区芝公園一丁目5番25号）

### 4 目的

防災性の高い都市構造のあり方や、災害に強い街づくりの実現に向けた目標や方針など、区の防災街づくりに関する基本的な方向性を示す指針として平成25年3月に策定された「港区防災街づくり整備指針」について、その後の社会情勢の変化、関連計画の改定等を踏まえ、本指針の新たな策定に向けて、現状の把握や現行計画の課題整理及び策定の方向性の検討等の支援を行うことを目的とする。

### 5 業務内容

#### (1) 計画準備

業務の実施に先立ち、円滑かつ効率的、効果的に業務を進めるため、発注者と、委託目的及び委託内容を踏まえた十分な調整を行い、調査・検討方法、体制、スケジュール等について、業務実施計画書及び業務工程表を作成し、契約後2週間以内に以下の書類を提出すること。

ア 業務実施計画書（業務実施方針、業務実施体制表を記載すること）

イ 業務工程表（発注者との協議の上、調査期間、調査依頼時期、取りまとめ期間等を調整すること）

#### (2) 調査準備

調査の実施に先立ち、調査結果から施策につながるものとなるよう、調査方法、取りまとめ方法を検討すること。特に下記の①から③については、本計画の策定の視点として、重点的に検討、整理を行うこと。

① 港区の防災街づくりの現状および課題について

② 都市特有のリスクについて

③ 大規模な開発における防災街づくりについて

#### (3) 現況調査

##### ア 想定する災害の検討

従来の災害及び新たに想定される災害を検討する。本指針では地震災害と水害を対象とする。なお、港区地域防災計画（H28年修正）、東京都の首都直下地震等による東京の被害想定（H24年）等関連する計画の災害想定が変更された場合には、変更後の災害想定に基づき検討を行うこと。

イ 事業進捗状況の管理

現在の指針に掲げている 49 の施策の達成度について、フォローアップ調査を行うこと。

ウ 関連計画の整理

区の地域防災計画やまちづくりマスタープランを始めとする関連計画を収集し、防災街づくりに関する考え方や事業等を整理する。特に、現行計画策定後、改定や新たに策定された計画について、重点的に内容を整理し、指針策定に反映する。

エ 防災街づくりに関する現況・リスク情報の整理

区、その他関係機関等における既往の資料を参照し、防災に関する街づくりの現況・リスク情報を整理する。調査事項は以下を参照とする。

- ・人口（昼間人口を含む）
- ・道路、土地利用、建築物、地下空間、擁壁
- ・拠点施設（避難場所、防災備蓄倉庫等）
- ・地形
- ・揺れ
- ・液状化
- ・津波による浸水
- ・がけ崩れ
- ・荒川のはん濫による浸水
- ・大雨による浸水
- ・高潮による浸水

(4) 委員会等の運営支援

ア 「港区防災街づくり整備指針策定委員会」の運営支援

区内組織である「港区防災街づくり整備指針策定委員会」（3回程度を予定）に関する資料作成や運営、議事録作成等の支援を行う。

イ 「港区防災街づくり検討委員会」の運営支援

学識経験者により構成する「港区防災街づくり検討委員会」（3回程度を予定）に関する資料作成や運営、議事録作成等の支援を行う。なお、学識経験者への謝礼は発注者が支払う。

(5) アンケート調査

ア アンケート票の作成

区民（外国人を含む）、アンケート調査（区民については発注者で無作為抽出する 2,000 人に郵送配布・回収）の検討・実施等を支援する。返信用封筒、送信用封筒は発注者から支給する。アンケート票の送付、返信費用、アンケート票の英訳及び印刷費用は受注者の負担とする。アンケート票は、A3 両面 1 枚と A4 両面 1 枚程度を想定しているが、詳細については発注者と協議の上決定する。

イ アンケート結果集計

返信されたアンケート票に基づく回答の入力作業を行った上で、アンケート結果を集計、

分析し、結果をとりまとめる。

ウ 在勤者アンケートの実施

港区の在勤者に対しWEBによるアンケートを実施する。回収する数は 500 を目途とする。アンケートの実施に関する詳細については、発注者と協議の上決定する。

(6) 現行計画の課題と改定の方向性の整理

ア 現行計画の課題（計画改定の視点）

現行指針の活用状況を把握のうえ、調査・分析結果をふまえ、次期計画において対応が求められる課題を整理する。

イ 策定の方向性に関する検討支援

計画フレーム、計画の位置づけ、計画期間の整理を行った上で、ア現行計画の課題をもとに、基本理念、方針、施策の方向性を整理し、「策定に向けた基本的な考え方（骨子）」のとりまとめを支援する。

(7) 報告書のとりまとめ

(1) から (6) の結果をまとめた、業務報告書を作成する。

(8) 打合せ協議

本業務における打合せ協議は、業務着手時、中間時、成果品納入時の他、計 10 回程度を基本とする。なお、業務着手時及び成果品納入時には業務責任者が立ち会うこととする。各打ち合わせ時には、業務の進捗管理を報告すること。

(9) 発注者との協力体制

ア 受注者の業務担当者は、業務の実施に当たり、実施方法等について発注者と協議の上、実施するものとする。なお、実施は迅速かつ円滑な対応を図ること。

イ 受注者の業務担当者は、発注者の担当者との十分な意思疎通を図るものとする。

他の業務担当者でも対応ができるよう、社内バックアップ体制を整え、発注者との意思疎通を確実に取れるようにすること。

6 成果品

成果品については、図表、イラスト、写真などを活用したカラー版とする。

- |   |     |
|---|-----|
| (1) 業務報告書（A 4 版 150 頁程度）                | 2 部 |
| (2) 業務報告書・資料編（A 4 版 300 頁程度）            | 2 部 |
| (3) 改定に向けた基本的な考え方（骨子）<br>（A 4 版 20 頁程度） | 2 部 |
| (4) 上記の電子データ                            | 一式  |

※なお、電子データの作成はマイクロソフト製オフィスを使用して作成すること

## 7 著作権の帰属

本業務に係る成果物の著作権は、発注者に帰属するものとする。ただし、写真や地図等の素材について、他に著作権を有している者がいるときは、その使用に関する手続きを受注者が行うこととする。使用权を得て使用する写真等の素材についての著作権の発注者への譲渡はないものとする。

## 8 受注者の責務

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講じること。
- (2) 受注者は常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認のうえ適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、個人情報について、別紙「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならないものとする。
- (6) 受注者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守しなければならないものとする。また、受注者は、区が実施する、港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に対応するものとする。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、或いはセキュリティ監査等が該当する。
- (7) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (8) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (10) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成9年港区条例第42号)第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。

## 9 環境により良い自動車利用

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努め

ること。

- (2) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成21年3月27日付改正20環車規第837号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

#### 10 賠償責任

本業務の履行に当たり発生した損害は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

#### 11 支払方法

委託料の支払いは、業務の履行を確認後、受注者の請求に基づき、一括で支払うものとする。

#### 12 その他

- (1) 本業務で収集した情報等を、本業務の目的以外に使用することを禁止する。
- (2) 受注者は、業務の進捗状況に応じて、区に状況報告すること。
- (3) 受注者は、本仕様書に明記されていない事項及び業務内容に疑義が生じたときは速やかに発注者と協議すること。

#### 13 連絡先

港区街づくり支援部都市計画課街づくり計画担当

電話 03-3578-2213